

電波法

第 76 条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

放送法

第 3 条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第 4 条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならぬ。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

「政治的に公平であること」の解釈

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきた



総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、
① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合
といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められない

※平成 27 年 5 月 12 日参議院総務委員会、藤川政人委員に対する高市総務大臣答弁、同年 12 月 4 日「放送法遵守を求める視聴者の会」の公開質問状に対する高市総務大臣回答趣旨同上



その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

(統一見解で新たに加わった部分)

意見広告

私達は、違法な報道を見逃しません。

放送法第四条をご存知ですか？

放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

「メディアとしても(安保法案の)廃案に向けて声をすっと上げ続けるべきだ」

二〇一五年九月十六日放送のTBS報道番組「NEWS 23」で、メインキャスター(司会者)を務める岸井成格氏(以下、岸井氏)はこう発言しました。
「私たちは、国民主権に基づく民主主義のもと、多様な情報や意見を広く見渡しながら、政治判断をすべき必要があります。その為、放送法第四条では、放送局に対して、放送番組の編集にあたって、政治的に公平であること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を要求しています。

放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。
一、公安及び善良な風俗を害しないこと。
二、政治的に公平であること。
三、報道は事実をまげないですること。
四、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

右記の岸井氏の発言は、この放送法第四条の規定に対する重大な違反行為だと私達は考えます。理由は以下の三点です。

「岸井氏は報道番組「NEWS 23」のメインキャスター、司会者であり、番組と放送局を代表する立場の人物です。そのような立場から、一方的な意見を断定的に視聴者に押し付ける事は、放送法第四条に規定された番組編集準則に明らかに抵触します。」

周知のように、安全保障法案は国民各界で意見が対立し、議論を二分した法案です。岸井氏は「TBSが、新聞や雑誌などと違い番組編集準則を踏まえないならばならない放送事業者であるにもかかわらず、そのような多様な国民の見解を無視し、「法案廃案」を全国の視聴者に拡散しようとした。放送法違反の発言としか言いようがありません。」

我々は、岸井氏が、テレビで、個人の立場で自身の見解を語ることを封じようとしているのではありません。

岸井氏は、同じTBS放送の「サンデーモーニング」でも同様の発言をしていますが、そこでの岸井氏は「コメンテーター」に過ぎません。コメンテーターとしての岸井氏の発言の自由は当然尊重されなければなりません。しかし、「NEWS 23」における岸井氏の発

私達の「知る権利」はどーなへ？

言は、局を代表します。その中でコメンテーターとしての発言と同一に見なすことはできません。

二、岸井氏の「メディアとしても(安保法案の)廃案に向けて声をすっと上げ続けるべきだ」との発言は、放送事業者全般に対して、放送法の違反行為を積極的に促す発言と受け止めざるを得ない点で懸念です。

三、当日の同番組では、法案に賛成する第三者の意見が紹介される場面は皆無でした。それどころか、「NEWS 23」は、法案成立までの週間、法案反対側の報道のみに終始しています(※1参照)。下図を見れば明らかのように、余りにも一方的な時間配分です。ここまで来ると、偏向報道と言ったよりも、国民の知る権利を蹂躞するプロパガンダであって、報道番組とは見なし難いと言わざるを得ません。

さらに、私たちは放送を管轄する総務省にも、見解の表明を求めます。

報道番組を代表すると見られる立場のメインキャスター、アンカー等は、**放送法を遵守するよう配慮する意思をもって放送を行い、その発言が放送法第四条に抵触しないよう心がけるべきではないでしょうか。**
また、全放送事業者は、国による**許認可事業である自覚**を持ち、**バラエティー番組ならぬ報道局による報道番組では、放送法第四条遵守に向けた積極的な取り組みをすべきではないでしょうか。**

- 【呼びかけ人】
- すぎやまこういち/代表(作曲家)
 - 渡部昇一(上智大学名誉教授)
 - 渡辺利夫(拓殖大学総長)
 - 鍵山秀三郎(株式会社イエローハット創業者)
 - ケント・ギルバート(カリフォルニア州弁護士・タレント)
 - 上念司(経済評論家)
 - 小川梨太郎(文藝評論家) 以上順不同

放送法第四条が求める、放送の政治的公平性や多様な見解への配慮については、平成十九年の総務大臣の答弁において、「この番組ではなく当該放送事業者の番組全体を見て、全体としてバランスの取れたものであるかを判断することが必要」との見解が示されています。この見解に従うならば、九月十六日の「NEWS 23」という単独の番組が不公平で一方的であったとしても、直ちに「TBSが放送法に違反している」とは言えないこととなります。しかしこの総務大臣見解そのものが、そもそも不適切なものでないでしょうか。一般視聴者は、ある一部の報道番組全体を見ることはできません。したがって、なるべく一つの報道番組内で公平性や多様な意見の紹介に配慮しようとするのは、放送事業者の当然の責務だと我々は考えます。そのような配慮によつてこそ、放送法第四条の理念は守られ、国民の知る権利が守られるはずです。ところが、右記総務大臣答弁が、当該放送事業者の番組全体を見て公平性を担保すると言いつつ、現実には誰にも確認可能な判断を示したため、放送事業者がこれを盾に、個々の番組中の公平性や意見の多様性への配慮を怠る結果となっています。

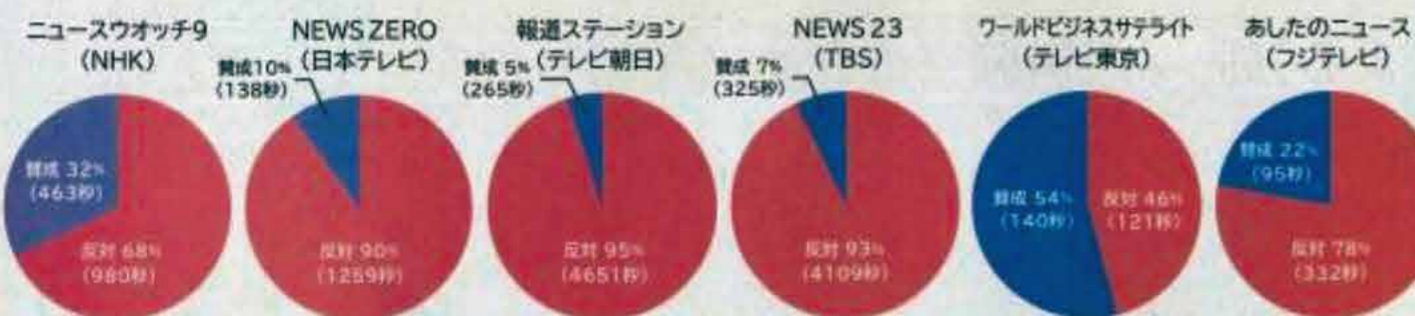
この「意図的」な積み重ねこそが、放送法第四条の事実上の死文化を招いているのです。したがって私たちは総務省に対し、国民の知る権利を守るために放送法第四条が正しく活かされるよう、平成十九年の大臣答弁より妥当性の高い見解を示すよう求めます。

メディアとしても(安保法案の)廃案に向けて声をすっと上げ続けるべきだ
(二〇一五年九月十六日放送)



こんなに違う！ 安保法制両論放送時間比較

(※1 2015年9月14日～9月18日での各番組放送時間の統計)一般社団法人 日本平和学研究所調べ



偏った情報しか与えない報道姿勢は、視聴者の「知る権利」への冒瀆ではないでしょうか？

調査方法：放送局や場面ごとに賛否についての観覧を行い、複数調査員により、複数回調査し平均を出しました。

この意見広告は賛同者の皆様からの寄付により出稿しております。

「放送法遵守を求める視聴者の会」では皆様から広くご支援を募り、ホームページでの情報開示、意見広告のさらなる展開、知る権利を守るための署名活動など、今後の活動の充実を図りたいと考えております。ご賛同とご支援を頂ける場合には、下記口座宛にお振り込みをお願いいたします。

ゆうちょ銀行 放送法遵守を求める視聴者の会
記号 10010 番号 1538741

※他金融機関から振り込まれる場合
店名 008 店番 008 口座番号 0153874

Web 署名も実施中!

「署名活動」「放送法第四条違反の疑いのある放送内容の情報開示」を始め、「視聴者の会」の活動内容はホームページに逐一反映してまいります。今後の活動にご期待ください! <http://housouhou.wix.com/tvwatch>

【署名活動について】
「視聴者の会」では、放送事業者が、政治報道に際して、「公平」「事実をまげない」「多角的な論点」という、放送法第四条の理念を守るよう、総務大臣答弁および放送事業者宛の「署名活動」を展開しています。電子署名はホームページから、ページによる署名は右の切り取りを活用して頂くか、ホームページの署名用紙を印刷して、「視聴者の会」宛に郵送ください。

※こちらを切り抜いてご使用ください。未使用のものはコピー可です。(FAXは不可) ※キリ線

ご氏名 _____
ご住所 千 _____

放送法遵守を求める視聴者の会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-13-5 影山ビル501 電話:(03)6869-8116 FAX:(03)6800-1780

政治とメディアに関する出来事

資料 4

平成 25 年 (2013 年) 6月 27 日	自民党 TBS『NEWS23』(6月 26 日放送)に「番組内容が著しく公正を欠いている」と抗議 =7月 29 日付け毎日新聞
7月 4 日	自民党 番組での訂正に応じない TBS の幹部取材を拒否 (翌日に事実上の謝罪があったとして解除) =7月 29 日付け毎日新聞
平成 26 年 (2014 年) 11月 18 日	安倍総理 TBS『NEWS23』で街頭インタビューの編集に偏りがあると批判 =11月 28 日付け毎日新聞
11月 20 日	自民党 NHK と在京キー局に「選挙時期における報道の公平中立ならびに公正の確保についてのお願い」文書を送付 =11月 28 日付け毎日新聞
11月 26 日	自民党 テレビ朝日『報道ステーション』に対し、公平中立な報道を求める文書を送付 =2015 年 4 月 11 日付け朝日新聞
平成 27 年 (2015 年) 3月 23 日	「左遷!さらば、NHK 大越キャスター エースはなぜ飛ばされたのか」=4月 4 日号週刊現代記事
3月 27 日	元官僚古賀氏 テレビ朝日『報道ステーション』の番組降板に絡み「官邸からのバッシング」を批判 =4月 1 日付け朝日新聞
4月 17 日	自民党情報通信戦略調査会 NHK『クローズアップ現代』とテレビ朝日『報道ステーション』関係者に事情を聴く =4月 16 日付け東京新聞
4月 28 日	総務大臣 NHK『クローズアップ現代』に対し、放送法第 4 条等に抵触すると行政指導 (嚴重注意) =4月 29 日付け朝日新聞
5月 12 日	総務大臣 政治的公平の補充的な説明 (参・総務委員会 藤川委員質疑)
6月 25 日	自民党勉強会 議員「マスコミ懲らしめるには広告収入なくせばいい」等と発言 =6月 27 日付け東京新聞
11月 14 日~ 15 日	「放送法遵守を求める視聴者の会」TBS『NEWS23』の安保関連法案反対発言を問題視する新聞広告「私達は、違法な報道を見逃しません。」掲載 =11月 15 日付け読売新聞、14 日付け産経新聞
11月 26 日	「放送法遵守を求める視聴者の会」総務大臣宛に公開質問状 =11月 27 日付け産経新聞
12月 4 日	総務大臣 公開質問状に対し政治的公平性の見解について回答 =「放送法遵守を求める視聴者の会」ホームページより
12月 24 日	テレビ朝日『報道ステーション』 古舘キャスター の年度末降板を発表 =12月 26 日付け東京新聞
平成 28 年 (2016 年) 1月 12 日	NHK『クローズアップ現代』 国谷キャスター 年度末降板が判明 =1月 13 日付け毎日新聞
1月 15 日	TBS『NEWS23』 岸井キャスター の年度末降板を発表 =1月 16 日付け朝日、産経新聞

2016 年 2 月 29 日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典 = 新聞報道等をもとに奥野総一郎事務所作成

相次ぐNHKの問題

資料 5

平成 26 年 1 月 25 日	就任会見において、①従軍慰安婦問題②特定秘密保護法③靖国神社参拝④番組編集権⑤国際放送について「政府が右というものを左というわけにはいかない」など個人的見解を述べた。この見解が、公共放送の会長としての政治的中立性が疑われ、放送法に違反するとして問題視された。=1月29日付け毎日新聞
平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月に(株)NHKビジネスクリエイトにおいて架空売上計上事案、(株)NHK出版において架空外注費計上事案が発覚。相次ぐ不祥事を受け「NHK関連団体ガバナンス調査委員会」(小林英明委員長)を設置。=3月7日付け読売新聞、3月14日付け東京新聞
平成 26 年 3 月 18 日	「クローズアップ現代 追跡 " 出家詐欺 " ~狙われる宗教法人~」において、いわゆる「やらせ」があったとの記事が週刊誌で報じられた。 =3月19日付け毎日新聞
平成 27 年 1 月 9 日	会長が国際放送番組審議会の席上、「領土問題は日本政府の方針がはっきりしているが、河野談話についてはそうではない」という趣旨の発言をしていたことが3月16日放送総局長定例会見で明らかに。 =3月19日付け朝日新聞
平成 27 年 2 月 5 日	会長が定例記者会見で、戦後 70 年関連番組で従軍慰安婦問題を番組で取り上げるかどうかは、政府の方針を見て判断する意向を示したことに対し、放送の自主自律が疑われる等の指摘がなされた。=2月6日付け朝日、毎日、東京新聞
平成 27 年 3 月	籾井会長が平成 27 年 1 月 2 日に私用目的で利用したハイヤー代金をNHKが負担したことが内部通報で発覚。=3月16日付け朝日新聞
平成 27 年 12 月 8 日	NHK がグループ会社と土地の共同購入計画を進めており用地を落札していると報道された。=12月8日付け毎日新聞
平成 27 年 12 月 18 日	NHK アイテックの職員 2 名が、架空発注で約 2 億円を不正に受け取っていた疑いがあると発表。東京国税局の税務調査で不正行為が明らかに。=12月18日付け毎日新聞
平成 28 年 1 月 29 日	NHK アナウンサーが、危険ドラッグを所持したとして逮捕される。 =1月29日付け朝日新聞夕刊
平成 28 年 2 月 25 日	会長、不正調査の 1 億円超支出認める =2月25日付け毎日新聞夕刊
平成 28 年 2 月 23 日	会長、衆議院総務委員会の答弁で不適切発言、撤回謝罪 =2月24日付け朝日新聞

2016 年 2 月 29 日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典=新聞報道等をもとに奥野総一郎事務所作成